

○宇都宮市入湯税条例施行規則

昭和 58 年 9 月 22 日

規則第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇都宮市入湯税条例(昭和 58 年条例第 28 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第 2 条 条例第 3 条第 4 号の規定に基づき課税を免除する者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 市が主催し、又は共催する社会福祉の行事に参加し、その一環として鉱泉浴場に入湯する者

(2) 宇都宮市老人福祉センター条例(昭和 45 年条例第 11 号)第 1 条の 2 第 2 項に規定する施設の鉱泉浴場に入湯する者

(3) 障害者が利用する場合における公の施設の使用料の免除に関する規則(平成 12 年規則第 25 号)別表第 1 又は別表第 3 に規定する施設の鉱泉浴場に入湯する者であって、それぞれ同規則第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該施設に係る使用料の全額を免除されるもの

(平 3 規則 30・全改, 平 22 規則 4・平 23 規則 9・一部改正)

(文書の様式)

第 3 条 条例施行のために必要な文書は、別表に掲げるところによるものとする。

2 前項に規定する文書の様式は、別に定める。

(平 3 規則 30・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 5 月 1 日規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 17 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

(平 3 規則 30・一部改正)

名称 根拠条文

入湯税経営申告書 条例第 8 条

入湯税納入申告書 条例第 6 条第 3 項

入湯税納入書 条例第 6 条第 3 項

入湯税／更正／決定／通知書 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 701 条の 9